

規制シート(様式)

170195601230001

平成31年1月28日

規制の名称	家畜取引法	所管府省	農林水産省
根拠法令等	家畜取引法(昭和31年法律第123号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	生産局畜産部食肉鶏卵課長 望月健司
規制目的	家畜市場等における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最低限度の規制を定めることによって、家畜の流通の円滑を図り、もって畜産の振興に寄与すること。		
規制内容の概要	家畜市場は、都道府県知事の行う登録を受けた者でなければ開設し、又は運営してはならないこととするとともに、家畜市場における家畜取引等に関する規制を設けている。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)による改正	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	畜産の振興を図るためには、生産に係る資材であり、また生産物でもある家畜が円滑に流通することが不可欠の要件である。このためには、家畜市場において公正に取引されること等が重要である。家畜市場には不特定多数の者が集まることから、公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するため、本法に基づく規制は最小限の規制として、引き続き維持する必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	2023年度		